

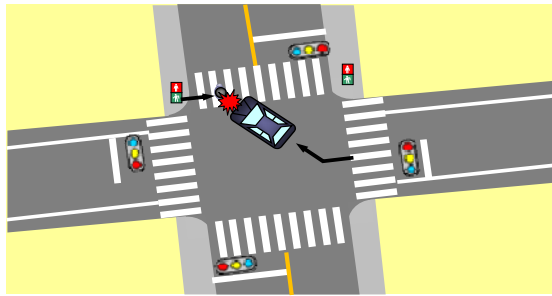
交通安全情報



H27.7.14
警視庁交通部

高齢者の交通死亡事故 連続発生!

※高齢者とは、統計上65歳以上をいいます。

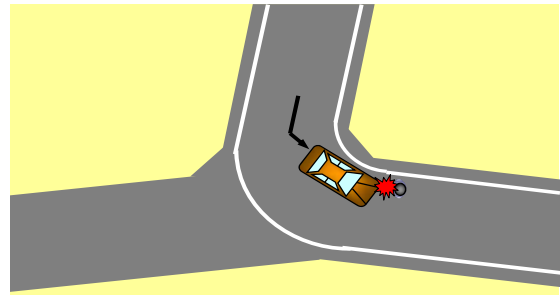


7月10日（金）午前11時24分頃
東大和市 青梅街道

●歩行者（90歳代・女性）

×軽乗用車（30歳代・女性）

※概要図は、事故当事者の責任や過失の軽重を表したものではありません。



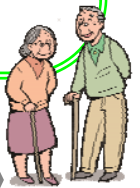
7月11日（土）午前10時10分頃
練馬区 裏通り

●歩行者（80歳代・女性）

×乗用車（70歳代・男性）

※●亡くなられた方

高齢者の皆さんへ 交通事故防止ワンポイントアドバイス



道路を渡る時は…

「車を確認したから大丈夫」

「横断歩道だから安心」

と思わずに横断中も周囲の車の動きに注意しましょう。

ドライバーは歩行者・自転車の皆さんに気づいていない

かもしれません。道路を渡る時は、ドライバーと目と目を

合わせて、車が止まったことを確認してから渡りましょう。



車を運転する時は…

「いつも人通りが少ないから安心」などと、通り慣れた道はつい油断をしてしまいがちです。

仕事の行き帰りや、送り迎えをする際など、慣れた道こそ危険が潜んでいます。人や車の動きを予測して運転しましょう。



家族から「運転が心配」と言われたら… **運転免許の自主返納をお考えください。**
運転に不安を感じたら…

運転免許を返納した方は、「**運転経歴証明書**」を申請できます。これは有効期限内の運転免許を返納した日から5年以内であれば取得でき、運転免許証と同様に、身分証明書として使えます。※本人の申請に限ります。

※運転経歴証明書を提示すると飲食店などで割引等の特典があります。詳しくは警視庁のホムページをご覧ください。